

◎ご自宅で訪問診療を受けた場合の費用の一例

一般家屋の要介護3の患者に月2回訪問診療を実施した場合（在支診）※院外処方	点数・単位数
在宅患者訪問診療料Ⅰ（同一建物以外）1回目	888点
在宅患者訪問診療料Ⅰ（同一建物以外）2回目	888点
在宅時医学総合管理料 （月2回以上訪問：別に厚生労働大臣が定める状態の患者以外）（単一建物患者1人の場合）	3,685点
包括的支援加算	150点
居宅療養管理指導費Ⅱ（単一建物居住者1人の場合）1回目	299単位
居宅療養管理指導費Ⅱ（単一建物居住者1人の場合）2回目	299単位
患者様負担金額（1割負担の場合） ※居宅療養管理指導の単位を1単位10円で計算	6,210円

◎マンション等、10人以上の集合住宅で訪問診療を受けた場合の費用の一例

有料老人ホームの要介護2の患者に月2回訪問診療を実施した場合（在支診）※院外処方	点数・単位数
在宅患者訪問診療料Ⅰ（同一建物）1回目	213点
在宅患者訪問診療料Ⅰ（同一建物）2回目	213点
在宅時医学総合管理料 （月2回以上訪問：別に厚生労働大臣が定める状態の患者以外） （単一建物診療患者が10人以上の場合）	9,85点
包括的支援加算	150点
居宅療養管理指導費Ⅱ（単一建物居住者10人以上の場合）1回目	260単位
居宅療養管理指導費Ⅱ（単一建物居住者10人以上の場合）2回目	260単位
患者様負担金額（1割負担の場合） ※居宅療養管理指導の単位を1単位10円で計算	2,080円

◎末期がんでターミナルを受けた場合の費用の一例

一般家屋の要介護3の患者に月4回訪問診療を実施した場合（在支診）※院外処方	点数・単位数
在宅患者訪問診療料Ⅰ（同一建物以外）（1週目1回目）	888点
在宅患者訪問診療料Ⅰ（同一建物以外）（1週目2回目）	888点
在宅患者訪問診療料Ⅰ（同一建物以外）（2週目1回目）	888点
在宅患者訪問診療料Ⅰ（同一建物以外）（2週目2回目）	888点
看取り加算 往診料（2週目2回目の訪問診療を行った後、翌日の午後に急変し往診を実施）	3,000点
在宅ターミナルケア加算	4,500点
往診料（2週目2回目の訪問診療を行った後、翌日の午後に急変し往診を実施）	720点
再診料	73点
在宅時医学総合管理料 （月2回以上訪問：別に厚生労働大臣が定める状態）	4,585点
包括的支援加算	150点
頻回訪問加算包括的支援加算（初回）	800点
居宅療養管理指導費Ⅱ（単一建物居住者1人の場合）1回目	299単位
居宅療養管理指導費Ⅱ（単一建物居住者1人の場合）2回目	299単位
患者様負担金額（1割負担の場合） ※居宅療養管理指導の単位を1単位10円で計算	17,980円